

入 札 説 明 書

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

長崎県県南振興局複写サービス等提供業務

(2) 業務の仕様等

別紙「長崎県県南振興局複写サービス等提供業務仕様書」のとおり

(3) 仕様確認書（別記様式1）

この入札に参加する者は、納入しようとする機器等の仕様確認書及びカタログ等を競争入札参加資格審査申請書に添えて提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

〔仕様確認書の記載方法〕

ア 回答欄に仕様を満たしていれば「○」を、満たしていなければ「×」を記入すること。

イ 特記事項に必要な応じて補足説明を記入すること。なお、記入スペースが不足する場合は、別紙により説明書を添付すること。

ウ 資料No欄に製品仕様書及びカタログ等の一連番号を記入すること。

エ 提出するカタログ等は日本語で作成されたものに限る。なお、日本語以外で作成された資料については、日本語訳を添付すること。

オ カatalog等の添付書類については、仕様確認書の資料No欄の番号のインデックスを付けること。

カ 内容確認を行う上で必要な箇所をマーカー等で着色するなど、分かりやすく表示すること。

(4) 履行期間

令和9年2月1日から令和14年1月31日まで

(5) 履行場所

県南振興局庁舎（長崎県諫早市永昌東町26番1号）

(6) 予定数量

別紙「長崎県県南振興局複写サービス等提供業務仕様書」のとおり

2 予定表

告示日・公告日		9月29日	
資格審査	申請期間	9月29日	～10月22日（17：00）
	結果通知期限	10月27日	
質問	提出期間	9月29日	～10月19日（17：00）
	回答期限	10月23日	
入札保証金免除申請書の提出期限		10月30日（17：00）	
入札保証金納付申出書の提出期限		10月30日（17：00）	
入札保証金の納付期限		11月 6日	
郵送による場合の入札書受領期限		11月 9日（17：00）	
開札の日時		11月10日（10：00）	

3 質問書の提出

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに質問書（様式第12号）にて提出すること。提出は郵送、持参又はFAX等によること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

（提出場所）長崎県県央振興局管理部総務課経理班

（電話） 0957-22-0010

（FAX） 0957-23-6035

（提出期限）令和8年10月19日17時00分

※回答については令和8年10月23日までに書面（FAX）にて回答します。全参加者に関する事項は、長崎県ホームページ上にも掲載します。

4 入札書の記載方法

- (1) 入札書（様式第7号）及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札書には、複写サービスの提供についてはモノクロ、カラー及び2色印刷のそれぞれの契約希望単価を、複写サービスの提供に必要な機器の運用に必要となるソフトウェアの賃貸借及び保守については契約希望金額を記入するものとし、入札書に記載する契約希望単価及び契約希望金額は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、消費税相当額を除いた単価及び金額を記載すること。
- (3) 入札金額（首標金額）は訂正することができない。
- (4) 入札者は、入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められない。
- (6) 開札場所での入札に限り、代理人が入札することができる。この場合、本人の委任状（様式第9号）を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要である。

〔注意事項〕

(1) 郵送の場合

- ①入札書は、内封筒及び外封筒（様式第8号）の二重封筒で郵送により提出すること
- ②代理人による入札は認められないこと
- ③入札書は必要事項に記載、押印（代理人の記名、押印はしないこと）のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に、入札者の商号又は名称、入札業務名を記載すること
- ④入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）を訂正個所に押印すること
- ⑤入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること
- ⑥入札書の宛名は「長崎県県央振興局長 大塚 英樹」とすること
- ⑦外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に、入札者の商号又は名称、代表者職氏名及び担当者名を記載すること

(2) 開札場所での入札の場合

- ①入札書は封筒に入れ、封筒に入札者の商号又は名称、入札業務名を記載し提出すること
- ②入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（代理人が再度の入札をする場合、委任状に押印されている印鑑と同じ印鑑）を訂正個所に押印すること
- ③入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること
- ④入札書の宛名は「長崎県県央振興局長 大塚 英樹」とすること

5 入札保証金

- (1) 入札総価格に、入札総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）の100分の5以上の金額を令和8年11月6日までに納付すること（落札者とならなかった場合は、入札終了後に口座振替にて還付する）。ただし、次の場合は入札保証金を免除する。

○保険会社との間に長崎県県央振興局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

○開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その契約を証明するもの（2件以上）を提出する場合。

なお、契約を証明するものとは、令和6年4月1日から開札の前日までに締結した契約書の写し等とする。

また、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

ア 3,000万円以上

イ 3,000万円未満1,000万円以上

ウ 1,000万円未満

○入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(2) 納付の方法

○入札保証金を現金で納める場合は、「入札保証金納付申出書（様式第11号）」を令和8年10月30日17時00分までに提出すること（郵送、持参又はFAX等）。指定の納付書を交付致しますので、納付後、領収書を令和8年11月6日までにFAX送信をお願いします。

(3) 注意事項

○納付書で金融機関において納付する以外に現金で納付することはできません。

- 入札保証保険契約締結の際は、業務名を記載するなど入札保証保険証書から当該業務が保証対象であることがわかるようにすること。なお、入札保証保険期間の終期は、入札の日から起算して5日目（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く。以下、休日という。）とすること。
- 入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5パーセント以上となる。例えば、1,000,000円で入札する場合、消費税及び地方消費税を含むと1,100,000円となるため、入札保証金は50,000円以上ではなく55,000円以上となるので注意すること。入札保証金が50,000円の場合は、909,091円までしか入札できず、1,000,000円の入札は無効となる。
- 入札保証金の免除手続き書類は、令和8年10月30日17時00分までに「入札保証金免除申請書（様式第10号）」を提出すること（郵送、持参又はFAX等）。
- 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。

6 契約保証金

- (1) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。
- (2) 各契約単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額と契約総価の合計額（以下「総価格」という。）に、総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）の100分10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金を免除する。
 - 保険会社との間に長崎県県央振興局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合。
 また、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。
 - ア 3,000万円以上
 - イ 3,000万円未満1,000万円以上
 - ウ 1,000万円未満
- 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

7 落札者の決定方法に係る注意事項

- 開札日において、郵送期限までに提出された全ての入札書と開札日に提出されたすべての入札書を対象に開札を行い、落札者を決定する。
- 第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で、再度、入札を行う。
- 再度の入札に参加できる者は、開札に立ち会った入札参加者に限ります。この場合、郵送により入札書を提出した者のうち、開札に立ち会わない者は「入札辞退」として取り扱う。

8 契約書の作成等

- (1) 本契約は電子契約又は書面契約の選択方式となっています。落札者は長崎県入札・調達情報のウェブサービスサイトの公告一覧に掲載している、「契約締結に関する届出書」に必要事項を記載し、必ず電子媒体により提出すること。
- (2) 書面により契約を行う場合は、落札通知を受けた日から5日（県の休日を除く。）以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものであること。
- (4) この調達手続きに関し、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を要請する場合があること。この場合、調達の手続きが停止される場合があること。
- (5) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

9 その他

- (1) 当該調達契約事務に関する担当部局
 - （住所）〒854-0071 諫早市永昌東町25-8
 - （名称）長崎県県央振興局管理部総務課経理班

(電話) 0957-22-0010

(FAX) 0957-23-6035

(2) 入札資格審査を得るための申請方法等

ア 申請の時期は、この入札に関する告示の日から、令和8年10月22日(木)17時00分までとする。

イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒854-0071 諫早市永昌東町25-8

(名称) 長崎県県央振興局管理部総務課経理班

(電話) 0957-22-0010

(FAX) 0957-23-6035